

働き続けたい職場・しながわ  
～学校における働き方改革推進プラン～

令和6年11月

品川区教育委員会

## 目次

I	学校における働き方改革の目的	1
II	学校における働き方改革の目標	2
III	これまでの主な取組	3
IV	今後の取組	6
1	業務の見直しと業務改善	7
2	学校への人的支援	8
3	勤務時間の管理	9
4	部活動の適正化	10
5	意識改革	12
6	働く環境の改善	15
7	国、都への働き掛け	15
V	取組の検証および見直し	16
参考	品川区における教員の勤務実態	17

## I 学校における働き方改革の目的

品川区は、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、子どもたちが持続可能な社会の担い手として、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていけるよう、総合的に教育施策を実施しているところです。

品川区の学校教育は、教員の「子どものために」という職の使命感から生まれる情熱と献身的な努力によって支えられています。

一方で、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大している中、教育 DX やグローバル化といった新たな教育課題や、いじめや不登校、その他様々な困難を抱える児童・生徒に対するきめ細やかな対応も求められています。

こうした中、国や都の調査では、教員一人一人が担う業務の量が増加し、高い質も求められることで、教員の長時間労働が常態化している結果が明らかになりました。このことは、子どもたちの学びを支える教員の心身に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重要な問題となっています。

このため、区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は「働き続けたい職場・しながわ～学校における働き方改革推進プラン～」を策定し、教員一人一人が健康で生き生きと働くことができる環境の整備を行うとともに、限られた時間の中で子どもと向き合う時間や授業準備等の時間を確保し、質の高い授業や教育活動を担うことができる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ります。

### 目的

教員一人一人が心身ともに健康で専門性を十分に發揮し、誇りとやりがいをもって働くことができる環境を確保することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

この度、平成31年3月に策定した「しながわ働き方改革ルネサンス～学校における働き方改革推進プラン～」を改定し、目的達成のために学校における働き方改革を着実に推進していきます。

## II 学校における働き方改革の目標

都教育委員会の「学校における働き方改革推進プラン」、「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」および、「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム～子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて～」では、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」や国における学校における働き方改革の動向についても念頭に置き、教員の長時間労働が看過できない状況であることを踏まえ、時間外在校等時間が1か月当たり45時間を超える教員をゼロにすることを目指し、都立学校および小・中・義務教育学校等における共通の目標を掲げています。

そこで、教育委員会は、都教育委員会が掲げる目標を共有し、以下の目標を当面の目標として設定します。

### 当面の目標

月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロにする。

本目標は、「品川区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」および文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」にある、月の在校等時間の上限を45時間としていることに基づくものです。上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではなく、看過できない長時間労働の現状を早急に改善し、月当たりの時間外在校時間が45時間を超えている教員のみならず、全ての区立学校の教員の長時間労働改善を図ることにあります。

教育委員会では、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」や中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申内容等の国や都の動向を踏まえながら、学校における働き方改革の推進に取り組んでいきます。また、継続的に目標の達成状況を検証し、実態に応じて必要な施策を講じていきます。

なお、学校の業務改善を進めるだけでなく、教育委員会においても業務改善の視点に立ち、より効率的で効果的な教育施策を実施していきます。また、教

育委員会事務局職員一人一人も学校における働き方改革の推進役としての課題意識をもって取り組んでいきます。

### III これまでの主な取組

#### 取組経過

積極的なシステム化や人的支援により学校負担を軽減

教育委員会では、これまでの支援を継続しつつ、今後も新たな取組を模索し総合的な対策に取り組んでいきます。

#### ■これまでの主な取組経過

時期	取組内容
平成 5 年度	部活動外部指導員の配置
平成 12 年度	学事システムの導入（学籍・給食、保健管理、私費会計等）
平成 15 年度	習熟度別学習のための指導助手の配置
平成 17 年度	区費非常勤講師の配置
	教職員一人一台のパソコン配備
平成 18 年度	区費スクールカウンセラーの派遣
平成 19 年度	出退勤システムの導入
	介助員・学習支援員の配置
平成 20 年度	校務システムの導入
平成 21 年度	区独自採用教員の配置
平成 25 年度	品川学校支援チーム HEARTS の設置
平成 26 年度	JTE（英語専科指導員）の配置
平成 28 年度	品川コミュニティ・スクールの実施 (学校地域コーディネーターの配置)
平成 29 年度	学校働き方改革「しながわ働き方ルネサンス」の始動 ～定時退勤日や保護者・地域への周知など意識改革の実施～
平成 30 年度	スクール・サポート・スタッフ等の配置、在校時間の情報提供、 学校閉庁日の設定、部活動外部指導員の拡充
令和元年度	終業予定時間宣言カードの配布
令和 2 年度	夜間等電話委託の実施
令和 4 年度	副校長補佐試行配置
令和 5 年度	副校長補佐の配置拡大、部活動外部指導員のさらなる拡充
令和 6 年度	エデュケーション・アシスタントの試行配置、在宅勤務の試行実施、部活動民間委託（一部）

教育委員会では、主に以下のような支援を行っています。

### ■システム関係

教職員の勤務環境の整備として、勤怠管理では、平成 19 年度から出退勤システムを導入し、出退勤や出張の際の打刻から各種休暇等の申請まで本システムを運用して行っています。なお、出退勤システムのデータを活用することで、学校の負担軽減を図っています。

校務・教育事務では、平成 20 年度から校務システムを導入し、児童・生徒の出欠情報を登録することにより、出席簿や学校日誌等に自動反映が可能となっています。また、定期考查等の素点等を入力することで、評価・評定が自動算出され、通知表や指導要録に反映させることも可能となり、帳票作成や計算作業の負担軽減につながっています。

令和 2 年度には、夜間等の電話対応を民間に委託し、教員の負担軽減に取り組んでいます。

また、1 人 1 台配備されている iPad を活用して、説明会やヒアリングのオンライン開催に努めています。

### ■人的支援

人的な支援として、専門スタッフである区費スクールカウンセラーの派遣等を行っています。

平成 25 年度には、いじめや不登校対策として品川学校支援チーム HEARTS を設置し、教育・心理・福祉等の専門家が互いに連携を図りながら早期対応・解決の体制を構築しています。

小学校の「英語科」では、平成 26 年度以降は JTE (英語専科指導員) の配置を行っています。また、学校の主体性を高め、地域との協働による特色づくりを行う品川コミュニティ・スクールを平成 28 年度から実施しており、学校と地域をつなぐパイプ役として学校地域コーディネーターを配置し、学校を支援しています。

さらに、部活動の外部指導員や区費非常勤講師の配置と様々な分野での人的な支援を行っていくとともに、区費の学校事務非常勤職員の配置から学校警備の業務委託など学校運営の効率化を図ってきました。

なお、平成 30 年度からは教員の事務をサポートするスクール・サポート・スタッフを配置し、令和 4 年度より副校長の事務をサポートする副校長補佐を配置しています。令和 6 年度には、小学校低学年の副担任業務を担うエデュケーション・アシスタントの配置を試行実施し、人的支援の強化を進めています。

なお、部活動については、民間への委託も含めた支援を行っています。

今後もさらなる人的支援強化を図っていきます

### ■意識改革

学校における働き方改革が求められるようになってからは、教育委員会でも平成29年度から学校働き方改革「しながわ働き方ルネサンス」を実施し、意識改革のきっかけとなるよう定時退勤日の実施や管理職に対して出退勤システムを活用した在校時間の情報提供を行っています。

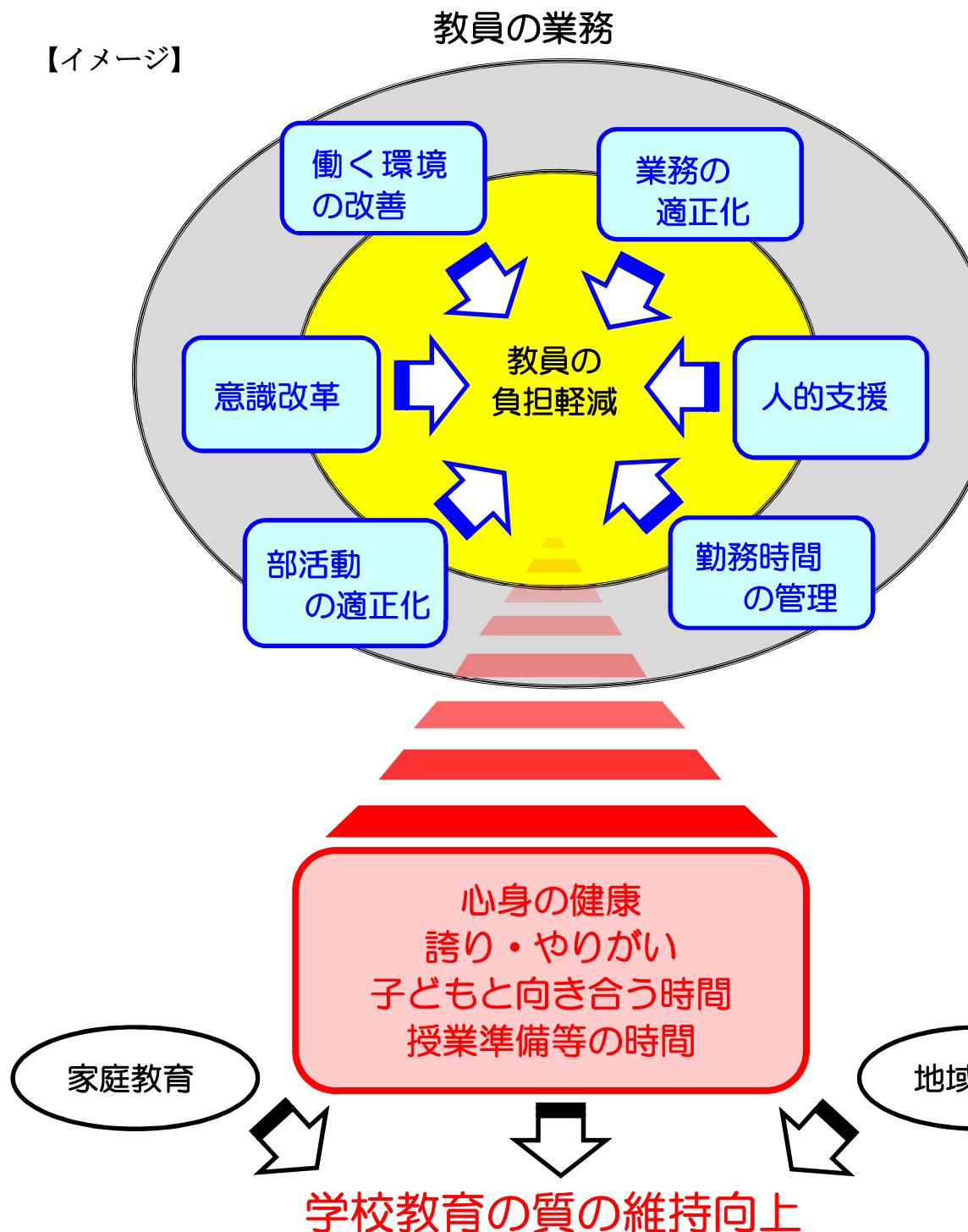
また、令和元年からは、終業予定時間宣言カードを配布し、各教職員が終業予定時間を示すことで、終業時間に対する意識を改革し、より効率的に業務を行えるようするとともに、周囲に終業予定時間を知らせることで、教職員同士の協働意識を高めています。

### ■教育委員会事務局職員の対応

教育委員会事務局では、職員一人一人が学校における働き方改革に配慮した対応を心掛けています。取組例として、学校が作成する文書や調査項目を最小限に留めるほか、添付ファイルの構成を工夫し保存や転送する作業の手間を減らしています。また、事業の執行状況を適時知らせるなどスムーズな学校運営ができるよう配慮しています。

## IV 今後の取組

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、求められる役割が肥大化し、教員の長時間労働の要因となっています。そこで、教員本来の業務である児童・生徒へ対応する時間や授業準備等の時間を確保し、長時間労働の是正を図るため、様々な面から総合的に対策を講じていきます。



# 1 業務の見直しと業務改善

## ポイント

### 業務の適正化と効率化・各部署との連携強化

#### ■実施主体：教育委員会事務局

まず、教育委員会の各部署において、教員の専門性が求められる業務を精選し、学校や教員以外が担うことができる業務については実施主体や役割分担を明確にして整理するとともに、学校や教員の業務については負担軽減と効率化に努めます。

また、今後、学校が果たす役割を効率的に行うため、学校参加型の行事や依頼案件を精査し、見直しを図るなど検討を進め、区長部局への理解・協力を要請していきます。

特に、学校現場では調査事務の負担感が大きいことが指摘されており、学校へ依頼する調査の必要性を見直すとともに、各部署と連携し、調査内容が重複することのないよう内容の精査も行います。また、各部署で保有する情報を共有し、学校の調査項目を減らす工夫も行っていきます。

さらに、業務の適正化を図ると同時に、限られた時間の中で業務の精度を落とさず最大限の効果を発揮できるようICT化を推進し、効率化を図ります。

#### ■実施主体：学校

各学校においては、組織的な学校運営や迅速な意思決定が行えるよう校内の組織体制を見直すとともに、教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外が担うことができる業務の実施主体や役割を明確化するなど業務の見直しを行います。

#### ■具体的な取組例

項目	具体的な内容
業務の見直し	学校から業務の精選の提案を募集し、検討・実施する。
業務改善	校内外の行事や研修、会議の精選および効率化を図る。 調査事務や依頼事務の削減を行う。 ICT化による事務の効率化を図る。 ペーパーレス化により印刷や配布の手間を減らすなど事務手続きの簡略化を推進する。 業務の継続性・効率性を意識した情報管理を推進する。
	外部委託による支援を検討する。
	各校へ業務改善事例の情報共有を図る。

## 2 学校への人的支援

### ポイント

### 学校を支える人員体制の充実

#### ■実施主体：教育委員会事務局

教育委員会では、教育施策や教育課題に応じて、スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーション・アシスタント、品川学校支援チーム HEARTS、JTE（英語専科指導員）、学校地域コーディネーター等のスタッフを配置し、学校運営を支援しています。

今後は、これらの人的支援を継続するとともに、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教員をサポートする人材であるスクール・サポート・スタッフや副校長補佐、エデュケーション・アシスタント、部活動の外部指導員の拡充等、人的支援の充実を図っていきます。

なお、効果の高い活用事例や先駆的に取り組んでいる学校のノウハウの情報共有を図り、区内全校へ還元できる体制を整え、学校における働き方改革の推進に努めます。

#### ■実施主体：学校

各学校においては、配置された人材が最大限の効果を発揮できるように努め、また、効果的な取組を各学校で共有できるよう情報共有に努めます。

#### ■具体的な取組例

項目	具体的内容
専門スタッフ等の配置	学校地域コーディネーターや JTE（英語専科指導員）等の配置を継続し、学校運営を支援する。また、国および都の配置支援事業を活用し、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーション・アシスタント、配置支援事業を活用し、人的支援を行う。
相談支援体制の充実	不登校やいじめ等の課題において品川学校支援チーム HEARTS が学校と家庭、地域、関係機関等と連携し、課題の解決および支援体制の充実を図る。
情報共有	効果的な取組を集約し、区内全校へ還元させる。

### 3 勤務時間の管理

#### ポイント

#### 出退勤情報のフィードバックとフォロー

##### ■実施主体：教育委員会事務局

勤怠の管理については、平成19年度から出退勤システムにより行い、勤怠管理を電子化させることで、申請行為や年次有給休暇の管理等、勤怠管理の効率化やペーパーレス化を図り、教員の負担軽減に努めています。

平成30年度からは、教員一人一人の日ごとの在校時間について、客観的に把握できるよう毎月、管理職への情報提供も行っています。また、在校時間が月合計80時間を超える対象者のリストアップも行い、対象者へ産業医との面談を促しています。また、月100時間を超える教員には、産業医との面談を実施しております。

今後も引き続き、出退勤システムを活用した在校時間統計システムにより、在校時間や長時間労働の傾向がある教員の情報提供を定期的に行っていきます。

服務監督権者である教育委員会として、各学校の実態を把握し、適切な服務管理を行っていきます。特に、長時間労働の傾向がある学校においては、管理職へのヒアリング等により原因や改善状況を確認し、指導助言を行います。

これらを通して、管理職を含む教員一人一人が自らの勤務時間を意識した学校における働き方改革を実践できるよう意識改革につなげていきます。

##### ■実施主体：学校

過労死ライン（月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態）を超える教員や長時間労働の傾向がある教員については、管理職がヒアリングを行い、健康状況や業務の負担感等を確認し、校内の応援体制や業務分担の見直しを検討するなど改善に努めています。

##### ■具体的な取組例

項目	具体的な内容
在校時間情報の提供	出退勤システムより抽出した在校時間等の情報を定期的に発信し、勤怠状況を把握できるようにする。
校内体制の強化	長時間労働の傾向がある学校は、校内での応援体制や業務分担の見直しなどの改善を図る。
支援体制の充実	教育委員会は各学校の状況を把握し、管理職のヒアリング等を通して指導助言を行う。 一定の在校時間の基準を超えた教員や希望者を対象とする産業医面接指導等の支援を行う。また、ストレスチェックにより働きやすい職場環境作りを支援する。

## 4 部活動の適正化

### ポイント

### 部活動の適切な運営

#### ■実施主体：学校

学校における部活動と他の教育活動とのバランスの観点や、部活動の日々の指導や大会引率等により教員の長時間労働の一因となっている現状を踏まえ、国や都教育委員会の方針に基づき、教育委員会においても「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」を平成6年4月に改定し、区内全校統一で運用しています。

運動部活動における休養日および活動時間については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、本区においてもスポーツ庁が示すとおり以下の基準としています。

（「品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針」より抜粋）

#### 【休養日】

- ◆ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。  
(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。  
大会等により、土日のどちらも休養日が確保できなかった場合は、翌週の平日に振り替える。)
- ◆ 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### 【活動時間】

- ◆ 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）および長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### ■実施主体：教育委員会事務局

教員は、日々の部活動の指導や大会引率等により平日・休日ともにその指導にあたり、長時間労働をしやすい傾向にあります。また、部活動・競技において専門的な知識のない不慣れな教員が顧問を担う場合もあります。

教育委員会では、部活動の活性化と指導効果を高めるとともに、学校における部活動指導者不足および教員の負担軽減を図ることを目的として、外部指導員を活用しています。

また、生徒・保護者の期待の大きい部活動について、その多様化と内容の充実を図り部活動のより一層の推進を実現するため、合同部活動を拠点校で実施し、実技指導のための外部指導員を配置しています。さらに、小中連携グループにおける一貫教育の推進に向けた事業としての外部指導員も配置するなど充実を図っています。

今後も、各学校と連携し、「品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針」の徹底を図るとともに、外部指導員等の充実により部活動の効率的・効果的な指導・運営に努めていきます。

### ■具体的な取組例

項目	具体的内容
休養日の設定	週当たり 2 日以上の休養日を設ける。
活動時間の設定	できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
負担の分散化	顧問を複数にするなど負担が偏らない体制を取る。
外部指導員等の配置	外部指導員等の拡充を検討し、積極的に配置する。
保護者への周知	保護者へ部活動の在り方について、区や各学校のホームページ等を通して理解と協力を求めていく。

## 5 意識改革

### ポイント

#### 学校における働き方改革の風土醸成・理解促進

各学校において、業務の適正化や効率化に対する意識をもって学校における働き方改革に取り組むためには、管理職のマネジメントとともに、教職員一人一人が正規の勤務時間や健康管理に関する意識を高めていく改革の風土醸成が必要です。

また、保護者や地域の理解も不可欠であり、教育委員会や学校から学校における働き方改革の趣旨や意図について積極的な情報発信を行い、理解促進を図っていくことも必要となります。

#### 【管理職について】

##### ■実施主体：教育委員会事務局

学校の管理職は、働き方改革を進める上で要となる立場にあります。教育委員会はその管理職に対して、現状と課題を把握し、適切に目標設定を行い、学校における働き方改革を推進できるよう積極的に支援していきます。

まず、適正な服務管理や組織的なワークライフバランスの推進が行えるよう、各学校での目標設定を促し、教員が積極的に休暇を取得できる風土の醸成に努めます。

特に、教育委員会では出退勤システムによるデータについて、管理職へ過去と現在の在校時間を比較できる情報等を提供するほか、様々な角度から勤務実態を分析し、各学校の課題を認識することで、学校における働き方改革の取組に生かしていくよう支援していきます。

同時に、進行管理を行い、改善が必要な学校については教育長や指導課長等が管理職へヒアリングを行い、対応策について共に検討し、管理職だけで悩まない環境も整えていきます。

なお、効果的な取組については、その取組を学校間で共有できるような仕組み作りを行うとともに、取組の成果が大きい学校へは都や区の表彰に推薦するなど意欲の向上にも努めています。

#### 【教員について】

##### ■実施主体：教育委員会事務局・学校

教員一人一人の意識改革を図ることは、学校における働き方改革を進める上で重要な要素です。そのため、毎月の在校時間の情報提供や国や都の動向、先進的な取組事例について情報発信し、教員全体へ学校における働き方改革への理解を深めていく必要があります。

これらを通して自分自身の働き方を見直すきっかけとともに、あらゆる機会を通してワークライフバランスの意識の醸成や勤務時間を意識した働き方の実践に取り組むことができるよう支援していきます。

教育委員会と学校が先頭に立って、教員一人一人が個人や家族で過ごす時間を確保するとともに、どの教員も安心して働くことができる環境を整備して意識改革に取り組んでいきます。

## 【保護者、地域について】

### ■実施主体：教育委員会事務局・学校

本区の学校運営は、地域との協働による特色づくりを行う品川コミュニティ・スクールを軸に、PTAや町会・自治会、学校ボランティアをはじめとした保護者や地域の方々の支援と連携によって支えられています。

学校における働き方改革は、教員の勤務環境を改善するための取組であるとともに、教員と子どもが向き合う時間を確保するためのものであり、学校教育の質を維持向上していく上で重要です。これを実現していくためには、教育委員会や学校の取組に対して、保護者や地域の方々の理解と協力が必要不可欠です。

教育委員会と学校は、学校における働き方改革の目的や取組について、区広報紙やホームページ等を活用して継続的に保護者や地域へ丁寧に周知・説明していきます。

また、品川コミュニティ・スクールにより地域全体で学校教育を支える体制作りを支援し、学校教育の充実を図っていきます。

### ■具体的な取組例

項目	具体的な内容
在校時間の分析	在校時間を様々な角度から分析し、各学校の課題を抽出する。
在校時間情報の提供	管理職等への在校時間の情報提供により教員一人一人が自分自身の働き方を見直すきっかけとする。
目標設定	学校ごとに目標を定め、ワークライフバランスの実現と効率的な業務を行うための意識向上を図る。
学校へのヒアリ	改善が必要な学校においては、教育長や指導課長等によ

シングの実施	るヒアリングを行い、対応を共に検討する。
取組の情報共有	効果的な取組を学校間で共有できるような仕組み作りを検討する。
意欲向上の仕組み作り	取組の成果や大きな影響を与えた学校は、都や区の表彰に推薦するなど意欲向上に努める。
研修の実施	ワークライフバランスの意識の醸成やタイムマネジメント等に関する研修の実施を検討する。
保護者・地域への理解促進	教育委員会および学校が、区広報誌や学校だより、ホームページ等を通して情報提供を行い、理解と協力を求めていく。

### 参考：教育特集号記事（抜粋）

▼平成 29 年度版より

## 教員の働き方改革

ご存じですか。教員の勤務時間

品川区立の小・中・義務教育学校の教員の勤務時間は、休憩時間を含めおおよそ午前8時15分から午後4時45分に定められています。開始時間や終了時間は学校によって異なりますが、どの学校も所定の勤務時間は1日7時間45分です。

実際には授業準備や生活指導のために夜遅くまで学校に残っている教員も数多く、教員の長時間勤務は今や社会問題となっています。

品川区教育委員会では、教員の負担を軽減し、児童・生徒に余裕をもって向き合えるよう「働き方改革」を推進します。

今後は、定時一斉退勤日や部活動休養日を設けるなど、精力的に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼平成 3 年度版より

学校働き方改革

## しながわ働き方ルネサンス

公立学校の教員の勤務時間は、休憩時間を含め、おおむね午前8時15分から午後4時45分までとなっており、どの学校も平日の正規の勤務時間は1日7時間45分です。しかし、授業準備や部活動、生活指導などのために多くの教員が遅くまで学校に残っているのが現状です。

そこで、品川区教育委員会では、教員の負担を軽減し、児童・生徒に余裕をもって向き合えるよう「学校働き方改革」を推進しています。全ての学校で、原則水曜日を定時退勤日としているほか、夏休み期間における学校閉庁日の設定、教員の事務負担を軽減するための支援スタッフの全校配置、部活動の外部指導員の拡充、早晨や夜間の電話対応委託の導入など、教員が働く環境の整備に取り組んでいます。

地域や保護者の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

## 6 働く環境の改善

### ポイント

#### 教員が働きやすい職場作り

##### ■実施主体：教育委員会事務局

教員が心身ともに健康で働き続けるために、働きやすい職場づくりに努めています。

教員の多様な働き方として、時差勤務については、令和5年5月よりコロナウイルス感染症対策としての特例2パターンを本則化して、計5パターンから選択できるようになっております。また、令和6年度より、長期休業中の在宅勤務について、試行実施しております。

教職員のメンタルヘルス対策として、メンタルの不調を未然に防ぐために、ストレスチェックを実施、希望者に対して産業医面接指導を行っています。

また、「ハラスメント相談窓口」を開設し、学校におけるハラスメントに関して教職員が相談できる体制を整備しております。

##### ■実施主体：学校

教員同士のコミュニケーションの円滑化や相談しやすい職場環境の整備など、教員が安心して働く環境づくりの推進に努めます。

教員のメンタルヘルス対策等、教員の心身の健康の保持・増進を行います。

## 7 国、都への働き掛け

### ポイント

#### 制度改正や財政的支援の要望

##### ■実施主体：教育委員会事務局

学校における持続可能な勤務環境を整備するためには、自治体独自の取組や学校の自助努力だけでは限界があり、国や都による制度改正等が必要です。

教育委員会では、国や都に対して、教職員定数等の改善やスクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーション・アシスタントの配置支援事業等の財政的支援制度の継続・拡大について要望していきます。

## V 取組の検証および見直し

### ポイント

#### P D C A サイクルによる運用

##### ■実施主体：教育委員会事務局

本プランによる取組をより実践的・効果的なものとするため、目標の達成状況や取組の効果を定期的に確認・検証し、学校関係者の意見も踏まえ、取組の見直しを図るなどP D C A サイクルにより改善していきます。

また、国や都の制度改正や教育環境、区民ニーズ等の変化を的確に捉え、検討すべき項目が生じた場合は本プランを見直すなど、学校における働き方改革を継続的に推進していきます。

参考　　品川区における教員の勤務実態

## 【参考】品川区における教員の勤務実態

### ＜教員の1月当たりの時間外等在校時間等＞

在校時間は、学校における働き方改革の取組を進める上での指標の一つとなります。本区では、出退勤システムのデータから在校時間を算出し、平成30年度と令和5年度を比較することで、取組の状況を分析し、本プランの策定の参考にしました。

【抽出条件】出退勤システムにおける出勤や退勤の打刻データ等から算出  
(出張等校外の時間や休憩時間を含む。)

※令和6年8月6日現在のデータから抽出

【期間】平成30年度：4月1日から3月31日まで  
令和5年度：4月1日から3月31日まで

【対象者】全区立学校の常時勤務する教員全員  
(校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、養護教諭等。再任用および臨時の任用を含む。)

#### ■対象者全体の平均値（日単位の年次有給休暇等取得日は除く）

職層	小学校（義務教育学校前期課程含む）			中学校（義務教育学校後期課程含む）		
	令和5年度	平成30年度	増減	令和5年度	平成30年度	増減
校長	31時間06分	39時間07分	▼8時間 1分	27時間38分	41時間26分	▼13時間 48分
副校長	53時間10分	66時間29分	▼13時間 19分	49時間56分	56時間29分	▼6時間 33分
教諭	34時間19分	45時間46分	▼11時間 27分	35時間24分	45時間01分	▼14時間 36分
事務・栄養士	14時間24分	17時間18分	▼2時間 54分	14時間32分	13時間10分	1時間 22分

#### ■週45時間以上の者の割合

職層	小学校（義務教育学校前期課程含む）			中学校（義務教育学校後期課程含む）		
	令和5年度	平成30年度	増減	令和5年度	平成30年度	増減
校長	18.2%	32.3%	▼14.1P	13.3%	33.3%	▼20.0P
副校長	65.9%	97.8%	▼31.9P	73.3%	73.3%	—
教諭	23.9%	52.4%	▼28.5P	28.2%	46.1%	▼17.9P
事務・栄養士	2.8%	5.4%	▼2.6P	0.0%	0.0%	—

令和 6 年 11 月

学校における働き方改革推進プラン

発行 品川区教育委員会事務局

住所 〒140-8715 品川区広町 2 丁目 1 番 36 号

電話 03-3777-1111 (代表)